

湖西市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、湖西市の区域を分けて投票区を別紙のように設ける。

令和7年5月2日

湖西市選挙管理委員会
委員長 西川 睦弘



投票区の区域

投票区名	区 域
第1投票区	表鷺津自治会に属する区域
第2投票区	鷺津自治会に属する区域のうち旭町町内会、分川町内会、東町1丁目町内会、東町2丁目町内会、東町3丁目町内会及び田町町内会に属する区域
第3投票区	鷺津自治会に属する区域のうち八幡町町内会、駅前町内会、栄町1丁目町内会、栄町2丁目町内会、栄町3丁目町内会及び栄町4丁目町内会に属する区域並びに河美自治会に属する区域のうち本一東町内会、本一西町内会、本二町内会、本三町内会及びみのわ町内会に属する区域
第4投票区	河美自治会に属する区域のうち河原南1丁目町内会、河原南2丁目町内会、河原中町内会、河原東町内会及び河原西町内会に属する区域
第5投票区	古見自治会に属する区域
第6投票区	川尻自治会に属する区域
第7投票区	市場自治会、山口自治会及び坊瀬自治会に属する区域
第8投票区	白須賀第1自治会に属する区域
第9投票区	白須賀第2自治会に属する区域
第10投票区	白須賀第3自治会に属する区域、白須賀第4自治会に属する区域のうち東伝馬町内会、中伝馬町内会及び西伝馬町内会に属する区域並びに白須賀第5自治会に属する区域
第11投票区	白須賀第4自治会に属する区域のうち高見町内会、西町町内会、船ヶ谷町内会、笠子町内会及び笠子北町内会に属する区域並びに白須賀第6自治会に属する区域
第12投票区	梅田自治会に属する区域
第13投票区	新所原自治会に属する区域
第14投票区	南上の原第1自治会、南上の原第2自治会及び南上の原第3自治会に属する区域
第15投票区	上ノ原自治会、大森自治会及び岡崎自治会に属する区域
第16投票区	新所自治会に属する区域
第17投票区	入出自治会に属する区域
第18投票区	神座自治会及び太田自治会に属する区域
第19投票区	青平自治会及び大知波自治会に属する区域

第20投票区	利木自治会及び横山自治会に属する区域
第21投票区	新居中央自治会に属する区域のうち栄町町内会、泉町町内会、船町町内会、俵町町内会、中町町内会及び中田町町内会に属する区域
第22投票区	新居中央自治会に属する区域のうち上田町町内会、西町町内会、源太山町内会及び高見町内会に属する区域
第23投票区	新居中央自治会に属する区域のうち向島町内会及び新弁天町内会に属する区域、柏原自治会に属する区域、ベイリーフ自治会に属する区域並びに新居南自治会に属する区域のうち港町町内会に属する区域
第24投票区	本自治会、西浜名自治会及び内山自治会に属する区域
第25投票区	新居南自治会に属する区域のうちひばりヶ丘町内会及び新居弁天町内会に属する区域並びに住吉自治会に属する区域
第26投票区	郷南郷北自治会に属する区域
第27投票区	三ツ谷自治会に属する区域及びあけぼの自治会に属する区域